

3. 情報の発信・周知啓発

令和6年7月26日

首都圏における広域降灰対策検討会（第1回）

テーマ3． 情報の発信・周知啓発

3－1 国からの呼びかけ等の情報発信

3－2 降灰に関する住民等への周知啓発

3－1 国からの呼びかけ等の情報発信

3-1. 国からの呼びかけ・情報発信の必要性（広域降灰WG報告より）

- 広域降灰WG報告においては、広域降灰に対して広い範囲で整合のとれた対応をとるために国から国民への呼びかけ等や情報発信の必要性が示されている。

広域降灰WG報告における記載

【国からの呼びかけ等について】

- 広い範囲で整合のとれた対応をとるために、「住民の避難等の行動に関すること」や「物資不足への備え、買い占め等の控えに関すること」等に関する、国から国民への呼びかけについてしくみの検討が必要である。
- 噴火の推移や噴火時の風向等変化する状況に応じて、広い範囲からの避難を整合性をもって行う必要があることから、国が避難範囲を検討し、国から当該地域の市町村長等に防災対応を実施させることについてしくみの検討が必要である。
- 大規模噴火が発生した際に、国の非常災害対策本部等において、専門家の助言を得られるような体制の検討が必要である。

【被害状況等の情報提供について】

- 交通事業者やライフライン事業者等から、被害状況や復旧見込みをどのように情報発信するかを検討する必要がある。
- 我が国で生活・滞在する外国人へ、火山活動に関する情報や被害状況を多言語でどのように情報発信するのかを検討する必要がある。

3-1. 国からの呼びかけ・情報発信～降灰状況に応じた情報発信及びそのタイミング

- 国、地方公共団体、インフラ事業者等においては、平時や広域降灰の可能性が高まった段階や降灰が発生した段階など、状況に応じて適切に情報提供を行えるように検討を進める必要がある。
- 情報の伝達に当たっては、記者会見、HP、防災行政無線、防災アプリ等、様々な手段を活用し、住民等に確実に情報を届けられる体制を検討する必要がある。

火山活動や降灰状況等に応じて伝えるべき情報の例（主に火山から離れた地域）

主体	平時	活動の高まり	降灰切迫・発生	降灰中	降灰後
国	火山防災情報				
国				土砂災害緊急情報	
国・自	降灰の影響・備え				
国・自		自主的な避難呼びかけ			
国・自		不要不急の外出等抑制			
国・自			降灰時の行動		
自			避難に関する情報		
国・自・事				被害状況に関する情報	
国・自				屋外作業時の留意事項	

国：関係省庁、自：自治体、事：ライフライン事業者、道路管理者等

※住民等への呼びかけの実施にあたっては、多言語による情報提供に配慮する必要がある

3-1. 降灰に対する国等からの情報発信の内容

主体	情報の項目	主な内容
国	火山防災情報	噴火警報や火山の状況に関する解説情報等により火山活動や降灰状況等を提供
国	土砂災害緊急情報	降灰発生後の土石流による被害が想定される区域及び時期を提供
国・自	降灰の影響・備え	- 降灰発生時の混乱を抑制し、適切な判断や行動が行えるよう、降灰によって生じる影響（交通支障、食糧や水の不足、ライフラインの障害、健康への影響等）について周知 - 降灰による影響を踏まえ、食糧・水等の備蓄の確保や、避難が必要となるタイミング、親戚・知人宅等の避難先を検討しておくことなどを呼びかけ
国・自	自主的な避難呼びかけ	降灰後の移動や、降灰範囲内での生活に懸念や支障がある住民等へ、降灰の影響が少ない地域へ自主的な避難を検討することを呼びかけ
国・自	不要不急の外出等抑制	テレワークの活用等による不要不急の外出や車両利用などの自粛を呼びかけ
国・自	降灰時の行動	- 降灰が始まっても落ち着いて行動し、まずは情報収集等を行うことを呼びかけ - 車両を運転している場合には、視界の低下やスリップの発生等に注意することを呼びかけ
自	避難に関する情報	- 降灰状況等を踏まえた避難情報の発令や、避難手段、避難先等に関する情報を提供 - 道路やライフラインの状況等を踏まえて、最寄りの避難所や降灰の影響の少ない地域への避難を検討することを呼びかけ
国・自・事	被害状況に関する情報	- 道路の被災や交通規制、公共交通機関の運行の状況、復旧の見込みなどの情報を提供 - ライフラインの被災や復旧の見込みなどの情報を提供 - 物資供給の状況や供給再開の見込みなどの情報を提供
国・自	屋外作業時の留意事項	- 外出や屋外作業時は防塵マスクやゴーグルを着用することを周知 - 屋根からの灰降ろしを行う際の、視界の低下やスリップによる事故防止等の留意事項を周知 - 火山灰を下水道等に流さないことの呼びかけや、住宅等における火山灰の集積・搬出の方法を周知

3-1. 国における災害時の体制

- 災害対策基本法の改正（R3.5）により、災害発生前であっても、住民等の円滑な避難等の災害応急対策を迅速に実施できるよう、災害が発生するおそれがある段階から、国の災害対策本部の設置ができることとされた。
- 富士山において火山活動が活発し、火山災害応急対策を実施する緊急の必要があると認められるときは、災害対策本部が設置され、応急対策に係る調整が行われるとともに、必要に応じて、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される「合同会議」が開催され、国民への周知措置等が行われる。

火山災害発生時の関係機関の主な活動方針

大規模火山災害応急対策対処方針（中央防災主事会議）に基づき作成

火山活動活発時及び噴火発生時の活動方針	主な実施主体
噴火兆候情報や避難のための国民への周知措置等 ① 災対法第51条の2に基づく国民への周知の措置 ② 避難の指示等についての助言	内閣府 気象庁、国土交通省等
火山災害応急対策に関する実施方針の決定	対策本部
迅速な情報収集体制の整備等	関係省庁
避難等に必要ルート等の確保等	警察庁、国土交通省等
降灰除去の活動	国土交通省等
土砂災害に関する調査等の実施	国土交通省
緊急避難場所等の確保	内閣府、消防庁、地方公共団体等
人命救助を最優先とする部隊の派遣・準備	防衛省、消防庁、警察庁、国土交通省等
災害医療に関する準備及び被災者の健康管理に関する活動の展開	厚生労働省
避難者への生活支援に関する体制の確保 広域一時滞在等の調整	内閣府、農林水産省、経済産業省 内閣府、消防庁等

合同会議事例①：2000年有珠山噴火の体制

- ・政府は災害対策基本法に基づく**非常災害現地対策本部**を初めて設置。
- ・道・市町の災害対策本部等との「**合同会議**」において**災害応急対策**を共同で検討し実施

【噴火直前(3. 29)の体制】

- ・有珠山現地連絡調整会議
- ・国・北海道・1市2町・ホームドクターが参加
- ・共同議長：国土庁長官官房審議官(防災担当)／北海道副知事

【噴火発生後(3. 31)の体制】

- ・有珠山噴火非常災害現地対策本部合同会議
- ・国・北海道・1市2町・ホームドクターが参加
- ・共同議長：国土庁長官官房審議官(防災担当)／北海道副知事



平成12年(2000年)有珠山噴火
非常災害対策本部

住民避難、火山監視、被災者支援、住民帰宅、...

有珠山噴火 非常災害現地対策本部 合同会議

平成12年(2000年)有珠山噴火
非常災害現地対策本部
本部長：国土総括政務次官



平成12年(2000年)有珠山噴火 非常災害現地対策本部

有珠山火山活動
北海道災害対策本部

↓ 助言

助言

壮瞥町有珠火山災害対策本部

有珠山火山活動
虻田町災害対策本部

有珠山火山活動
伊達市災害対策本部

助言 ↑

北大火山専門家(ホームドクター)
火山噴火予知連絡会有珠山部会
総合観測班
(合同観測班と関係機関で構成)

■評価と教訓

●前兆現象を観測後、速やかに国の現地組織を立ち上げ、同時に国・道・市町の合同会議体制を構築した。

●国は噴火前から噴火後の体制を想定していたことから、噴火直後に非常災害現地対策本部を設置し、国・道・市町の災害対策本部の合同会議が開催された。

●火山噴火予知連絡会が有珠山部会を現地に設置し、ホームドクターの支援体制が構築され、合同会議への専門家の助言体制が強化された。

●合同会議出席者は原則として「決裁権のある者」とし、即断即決の体制がとられた。事前調整のための会議を設置することで効率的な運営に努めた。

●事前に、合同会議の開催を想定した災害対策本部の設置場所が検討されておらず、スペースが不十分であったため、途中で移転を余儀なくされた。

新燃岳の火山防災協議会

コアグループ

都道府県(事務局)

宮崎・鹿児島県(防災部局)

助言

関係市町村

高原町

霧島市

小林市

曾於市

都城市

湧水町

えびの市

政府支援チーム
(内閣府・関係省庁)

助言

気象台

地方気象台

管区気象台

助言

助言

砂防部局

宮崎・鹿児島県(砂防部局)

砂防担当事務所(国交省)

火山専門家

火山専門家

(火山噴火予知連絡会委員等)

■ 評価と教訓

- 共同検討体制が機能していなかったため、噴火直後に、地元の市町村は、避難対象地域について県・国・専門家から十分な助言を得られなかった。
- 噴火活動の状況に応じた防災対応のイメージを共有できていなかったため、気象台の発表する噴火警戒レベルと、市町村の防災対応に齟齬がみられた。また避難対象地域についても合意がなく、防災対応に混乱が生じた。
- そのため、急きょ、政府支援チームが派遣されて、火山防災協議会(コアメンバー会議)を再構築し、避難対象地域の助言を含む避難計画の共同検討を行った。
- 平常時の体制である「火山防災協議会」を噴火時の関係機関の災害対策本部等の「合同会議」として機能させた。

← 助言：主に避難対象地域の設定・拡大・縮小・解除についての助言

3－2 降灰に関する住民等への周知啓発

3-2. 降灰に関する住民等への周知啓発の必要性（広域降灰WG報告より）

広域降灰WGでは、降灰によって生じる影響や備え、備蓄の必要性等、住民等へわかりやすく周知する必要がある旨が示されている。

広域降灰WG報告における記載

【住民等への周知について】

- 交通支障や食料・水の不足、ライフラインの支障等、降灰によって生じる影響をわかりやすく周知する必要がある。
- 周知の際には、水害と同様噴火においても自ら備えることが重要であること、本ワーキンググループの想定は宝永噴火規模の降灰シミュレーションの分布をもとにした一例であり、降灰分布及びその影響は想定のとおりにはならないことが理解されるよう周知する必要がある。
- 首都直下地震対策でも推奨されている1週間分、可能であればそれ以上の備蓄の用意と、予めの避難先の検討の必要性を周知する必要がある。

3-2. 降灰に関する住民等への周知啓発

- いざというときの社会的混乱を少しでも小さくするため、火山灰から身を守るための対策や、降灰時に必要な備蓄品等の日頃からの備えについて、平時から普及啓発しておく必要がある。

降灰に関する周知啓発の例

【火山灰から身を守るための対策】

1. 火山灰から身を守る

- 防塵マスクを着用するなど、火山灰を吸い込まないようにしましょう。

火山灰はとても小さいので、空気と一緒に肺の奥まで入っていきます。そのため、せきが増えたり、息苦しくなったりします。鼻水やたんが増え鼻やのどが痛くなることもあります。ぜんそくや気管支炎の人は、発作のようなせきや、胸のしめつけ感、ゼーゼーとした呼吸で苦しむことがありますので、注意しましょう。心臓に重い病気がある人も注意しましょう。



- 火山灰が目に入ったら、手で擦らずに、水で流しましょう。コンタクトレンズははずして、眼鏡を使いましょう。

火山灰が目に入ると、ごろごろとした感じがしたり、目のかゆみ、痛み、充血が起こったりします。ねばねばした目やにや、涙が出ることもあります。火山灰で目の表面に傷ができると、結膜炎になって、ヒリヒリしたり、まぶしく感じたりすることがあるので、気をつけましょう。



- 皮膚を守りましょう。

火山灰に触れると、皮膚が炎症をおこすことがあります。痛くなったり、腫れたり、引っかき傷から菌が入ったりすることがあるので、注意しましょう。

出典：首相官邸ホームページ 火山噴火ではどのような災害がおきるのか
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/bousai/funka.html>

3-2. 降灰に関する住民等への周知啓発

- 交通事故に気をつけましょう。

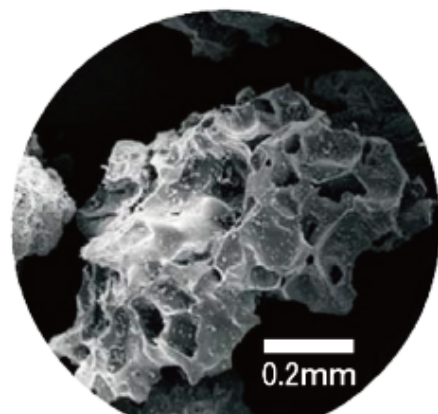
火山灰が降ると、見通しが悪くなって、横断歩道などの表示が見えにくくなります。また、道路に火山灰が積もると滑りやすくなって、自転車や自動車のブレーキが利きにくくなります。たくさん積もると運転はできなくなります。



2. 安全に降灰の除去作業を行うために

- 除去作業を行うときには、しっかりとした防塵マスクを常に着用しましょう。また、目への刺激を防ぐため、コンタクトレンズは使わずにゴーグルまたはメガネを着用しましょう。
- やむを得ず屋根の火山灰を除去するときには、人が乗っても大丈夫かどうか確かめてから始めましょう。
- はしごや屋根の上は、表面が火山灰でとても滑りやすくなっているので、注意しましょう。
 - ・ はしごはしっかりと固定しましょう。
 - ・ 命綱とヘルメットを着用しましょう。
 - ・ 作業は家族、隣近所にも声をかけて2人以上で行いましょう。
- 火山灰は雨どいや下水に詰まりやすいので、流さないようにしましょう。

火山灰は、噴火の勢いで溶岩が粉々に砕けたものです。小さな石粒の集まりなので一つ一つはとても固く、しかも、とげとげしています。そのため、目や肺に傷をつけることがあります。



火山灰の電子顕微鏡写真

出典：首相官邸ホームページ 火山噴火ではどのような災害がおきるのか
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/bousai/funka.html>

3-2. 降灰に関する住民等への周知啓発

降灰に関する周知啓発の例

前もって行っておくこと

- * ドアや窓を閉める。
- * 湿ったタオルをドアのすき間や通気口に置く。すき間風が入る窓にはテープを張る。
- * 壊れやすい電化製品にカバーをして、周囲の火山灰が完全になくなるまでカバーをはずさない。
- * 下水がつまらないように、雨どいや配水管を排水溝からはずす。さらに、排水溝もつまらないように、火山灰と水が地面に流れるような状態にする。
- * 給水用に雨水収集施設を使っている場合は、灰が降る前にその収集施設とタンクをつなぐパイプをはずす。
- * もし慢性気管支炎や肺気腫、ぜんそくである場合は、屋内に留まり、不必要に火山灰にさらされることを避ける。
- * 家畜の食料や水が汚染されていないことを確認する。
- * 子供がいる場合は、学校の防災計画の情報を集めて、屋内でできるゲームや遊びの準備をする。

降灰中にすること

- * パニックに陥らず、冷静に行動する。
- * 屋内に留まる。
- * 屋外にいる場合は、避難施設（車や建物など）を探す。
- * マスクやハンカチ、もしくは衣服で鼻と口を覆う。
- * 火山灰が降り始める前に降灰の情報を得た場合には、職場から帰宅する。
- * 仕事中に火山灰が降り始めてしまった場合は、火山灰が降り止むまで屋内に留まる。
- * 非常連絡でない場合は、電話をつないだままにしない。
- * 自分のいる地域のラジオ放送を聞いて、噴火や清掃計画の情報を集める。
- * 角膜剥離を引き起こす危険性があるので、コンタクトレンズはつけない。
- * 水に火山灰が入っている場合は、沈殿するまで待つて上澄みを使う。給水施設に大量の火山灰が混入している場合は、食器洗い機や洗濯機は使わない。飲み水に火山灰が入っていても、味が悪くなければ、たいていの場合は、健康には悪影響を及ぼさない。
- * 家庭菜園で作った野菜は食べてかまわない。ただし、食べる前によく洗う。

3-2. 降灰に関する住民等への周知啓発

降灰時に必要な備蓄品等

- 防塵マスクと防護ゴーグル（めがね）
- ヘルメット
- 十分な飲用水（1人1日約4リットル）
※首都直下地震対策でも推奨されている1週間分、可能であればそれ以上
- 家族とペット用の十分な保存食
※首都直下地震対策でも推奨されている1週間分、可能であればそれ以上
- プラスチックラップ（電化製品等に火山灰が入らないようにするため）
- 電池式ラジオと予備の電池
- 手提げランプや懐中電灯、予備の電池
- 予備の暖房（ストーブ等）の燃料
- 家族とペット用の予備の医薬品、救急箱
- 清掃用具（ほうき、掃除機とその交換用ごみ袋・フィルター、スコップ・ショベルなど）
- 現金（現金自動支払機や銀行が利用できない可能性がある）
- 自動車内に閉じ込められる可能性もあるので、車内にも防災用品を準備する



防塵マスク



防護めがね



ヘルメット

国からの情報発信について、呼びかけや情報発信等の現状の仕組みを示した。

議論のポイント

- ・災害に対する応急対応としての体制があるが、広域降灰として特筆すべき内容・項目があるか。

いざというときの社会的混乱を少しでも小さくするため、備蓄等の日頃からの備えや、降灰に必要な備え等、周知啓発していく必要があるものについて示した。

議論のポイント

- ・周知啓発すべき内容として適切か。

※降雪によって生じる影響や降雪への対応は、降灰時と類似する部分があることから、降雪時の呼びかけ等も参考に、降灰時を想定した検討を進めることも効果的と考えられる。